

# 法令及び定款に基づくインターネット開示事項

第22期（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

会社の新株予約権等に関する事項

会計監査人に関する事項

業務の適正を確保するための体制及びその運用状況に関する事項

連結株主資本等変動計算書

株主資本等変動計算書

連結注記表

個別注記表

株式会社NexTone

会社の新株予約権等に関する事項、会計監査人に関する事項、業務の適正を確保するための体制及びその運用状況に関する事項、連結株主資本等変動計算書、株主資本等変動計算書、連結注記表及び個別注記表につきましては、法令及び当社定款第15条の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.nex-tone.co.jp/>) に掲載することにより株主の皆さまに提供しております。

## 会社の新株予約権等に関する事項

### (1) 当事業年度末日における当社役員が保有する新株予約権等の状況

名称	新株予約権の数	新株予約権の目的となる株式の種類及び数	新株予約権1個あたりの行使価額	新株予約権を行使することができる期間	新株予約権のうち当社役員の保有状況
第7回新株予約権	336個	普通株式 201,600株	180,000円 (1株あたり300円)	2021年2月24日から 2024年2月23日まで	取締役2名 34個

- (注) 1. 当該新株予約権は、2020年1月15日付で実施した1:200の株式分割及び2021年2月1日付で実施した1:3の株式分割に伴い、目的となる株式の数及び行使価額を変更しております。
2. 当該新株予約権は、社外取締役には割り当てておりません。
3. 当該新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。
- ① 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。
  - ② 新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
  - ③ 新株予約権者が死亡した場合は、その相続人による新株予約権の権利行使は認めない。

### (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対して交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

### (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当社が支払うべき報酬等の額	27,500千円
② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	31,700千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人に対する報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は会計監査人の監査計画の内容及び報酬見積額が適切であるかを検討した結果、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 当社は会計監査人に対して公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である役員報酬制度構築に関する助言業務に対する対価を支払っております。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任の議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意により監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況に関する事項

当社は、会社法及び会社法施行規則が定める内部統制基本方針並びに内部統制システムに係る各種体制等に基づき、次のとおり、当社及び当社の子会社（以下総称する場合は「当社グループ」という）の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という）の整備を行っております。

(1) 当社グループの取締役、執行役員、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者（以下「取締役等」という）の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社の代表取締役CEOが、法令・定款及び社会倫理の遵守（以下「コンプライアンス」という）を企業活動の前提とすることを明確にし、それを継続的に役職員に伝えることを徹底します。
- ② 当社の代表取締役CEOは、社内規則に基づき、コンプライアンス体制の整備及び問題点の把握と解決に努めます。
- ③ 当社は、当社グループ全体のコンプライアンス問題の一元的な管理の一環として、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス委員会にて、当社グループのコンプライアンス上の重要な問題を調査・審議し、処分や再発防止策に関する諮問及び提言を経営会議に行います。それを踏まえて経営会議にて、内容を吟味し再発防止策を実施することで、問題の解決を図ります。また、コンプライアンス委員会はコンプライアンス施策を実施し、コンプライアンス意識の醸成を図ります。
- ④ 取締役及び監査役がコンプライアンス上の問題を発見した場合は、すみやかに経営会議に報告するとともに、必要に応じてコンプライアンス委員会を開催し、コンプライアンス上の重要な問題を調査・審議し、処分や再発防止策に関する諮問及び提言を経営会議に行います。報告を受けた経営会議は、その内容を調査し、再発防止策を実施の上、必要に応じて取締役会に報告します。
- ⑤ 暴力団排除条例等の法令に基づき、反社会的勢力・団体との関係は一切持たないことを基本方針とし、いかなる不当要求や働きかけに対しても組織として毅然とした対応を取ることとします。
- ⑥ 財務報告に係る内部統制の整備・構築を推進し、財務報告の信頼性を確保します。

## (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 社内規則に従い、取締役の職務の執行に係る情報を文書又は電磁的媒体（以下総称して「文書等」という）に記録し、保存します。
- ② 取締役及び監査役は常時、前項の文書等を閲覧できるものとします。

## (3) 当社グループの損失の危険の管理に関する体制

- ① 代表取締役CEOは、当社グループ全体のリスクを網羅的かつ統括的に管理するリスク管理体制を明確化します。
- ② 前項のリスク管理体制の下、リスクの重要性及び事業の特性等に応じてリスクの特定・評価を行い、対応策を整備します。またリスクが顕在化した場合に、迅速かつ適切な対応を講じることができる体制を構築します。

## (4) 当社グループの取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 職務権限規程により当社グループの職務権限及び意思決定ルールを明確化することにより、適正かつ効率的に取締役の職務の執行が行われる体制を整備します。
- ② 当社の取締役会において業績目標と予算を設定し、ITを活用して業績管理を行います。また、効率的な人的資源の配分を行います。

## (5) 当社グループ各社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、内部統制システムの構築を目指すと共に、当社グループ各社間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築します。
- ② 当社の代表取締役CEOは、当社の内部統制に関する責任者として、当社グループの業務執行の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有します。
- ③ 当社は、事業計画の進達状況等を取締役会において定期的に報告し、業務の適正と情報共有化を促進します。

- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ① 監査役がその職務を補助する使用人を置くことを求める時は、取締役と協議の上、専属の職員を配置するものとします。監査役の職務を補助する当該職員は、当該補助に関して、取締役等の指揮命令を受けないものとし、当該職員は、定期に又は必要に応じて監査役に報告を行い、また意見・情報交換を行うものとします。
  - ② 当該職員の人選、異動及び懲戒処分については、監査役の意見を徴するものとします。
- (7) 当社グループの取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ① 役職員は、重大な法令・定款違反又はコンプライアンス違反等により、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合、又はその事実の報告を受けた場合、遅滞なく監査役に報告しなければならないこととします。
  - ② 役職員は、監査役の求めに応じて会議の場を設け、職務の執行状況報告他、必要な報告及び情報交換を行います。
- (8) 監査役に重大な法令・定款違反又はコンプライアンス違反等により、当社グループ各社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 当社グループ各社の役職員が監査役に報告を行った場合、報告を理由として、解雇、降格、減給等いかなる不利益取扱いも行わないものとします。
- (9) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ① 監査役職務の執行に関する取引における、費用の前払の請求、支出した費用の請求、負担した債務の債権者に対する弁済の請求（当該請求に係る費用又は債務が当該監査役職務の執行に必要でないことを証明した場合を除く）について、それに応じます。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、取締役会他、重要な会議に出席し、意見を述べるすることができます。
- ② 監査役は、定期に又は必要に応じて会計監査人の報告を受けます。また意見・情報交換を行うことができます。
- ③ 監査役は必要に応じて、外部の専門家に助言を求めることができます。
- ④ 監査役は、随時、社内の情報システムの情報を閲覧することができます。

<上記体制の運用状況>

- i 「取締役会規則」「職務権限規程」等を整備し、全ての取締役、使用人が法令、定款、社内規程等に違反する行為を未然に防止しております。
- ii 取締役会は原則として月に一回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令や定款に定める事項、業務執行に関する決議を行っております。
- iii 職務執行に関する権限と責任を明確に定めた「職務権限規程」により、各組織の責任と権限を明確化し、組織的かつ効率的な運営を図っております。
- iv グループとしての総合的な発展を図るため、子会社の経営基本事項に関する助言及び指導等を行っております。
- v 監査役は取締役会や重要な会議体に出席しております。  
また、内部監査室及び会計監査人からの報告を受けております。

# 連結株主資本等変動計算書

(自2021年4月1日 至2022年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,152,882	689,421	735,237	－	2,577,541
当期変動額					
新株の発行	39,510	39,510	－		79,020
親会社株主に帰属する 当期純利益			482,550		482,550
自己株式の取得				△219,129	△219,129
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	39,510	39,510	482,550	△219,129	342,440
当期末残高	1,192,392	728,931	1,217,787	△219,129	2,919,982

	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産合計
	為替換算 調整勘定	その他の包括 利益累計額合計		
当期首残高	－	－	－	2,577,541
当期変動額				
新株の発行				79,020
親会社株主に帰属する 当期純利益				482,550
自己株式の取得				△219,129
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	－	－	－	－
当期変動額合計	－	－	－	342,440
当期末残高	－	－	－	2,919,982



# 株主資本等変動計算書

(自2021年4月1日 至2022年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	1,152,882	689,421	－	689,421	664,702	664,702
当期変動額						
新株の発行	39,510	39,510	－	39,510	－	－
当期純利益					456,587	456,587
自己株式の取得						
当期変動額合計	39,510	39,510	－	39,510	456,587	456,587
当期末残高	1,192,392	728,931	－	728,931	1,121,289	1,121,289

	株主資本		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	－	2,507,006	2,507,006
当期変動額			
新株の発行		79,020	79,020
当期純利益		456,587	456,587
自己株式の取得	△219,129	△219,129	△219,129
当期変動額合計	△219,129	316,477	316,477
当期末残高	△219,129	2,823,484	2,823,484

## 連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

### 1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 2社

連結子会社の名称

株式会社NexToneシステムズ

株式会社エムシージェイピー

### 2. 会計方針に関する事項

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のないもの 移動平均法による原価法

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 2年～6年

工具、器具及び備品 2年～15年

##### ② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

のれん 10年

ソフトウェア（自社利用） 5年～10年（社内における利用可能期間）

### (3) 引当金の計上基準

#### ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当連結会計年度においては貸倒実績がなく、貸倒懸念債権等もないため貸倒引当金は計上しておりません。

#### ② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

#### ③ 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

#### ④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員報酬規程に基づく期末要支給額を計上しております。

### (4) 収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識に関する会計基準」)等を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については、(収益認識に関する注記)に記載のとおりです。

### (5) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

#### ① 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき当連結会計年度末に発生していると認められる額を計上しております。当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

#### ② 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

③ その他

- i 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。
- ii 記載金額が「0」は千円未満であることを示しております。
- iii 記載金額が「-」は該当金額がないことを示しております。

(会計方針の変更に関する注記)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当連結会計年度の損益及び期首利益剰余金に与える影響は軽微であります。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる、連結計算書類への影響はありません。

(表示方法の変更に関する注記)

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度において、「流動資産」に区分掲記して表示しておりました「前渡金」(前連結会計年度は13,157千円)は、金額的重要性が乏しくなったため当連結会計年度より「流動資産」の「その他」に含めて表示しております。

(会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であつて、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

・著作権等管理事業に関連する固定資産の評価

(1) 連結計算書類に計上した額

科目	金額 (千円)
建物及び構築物	487
のれん	61,766
ソフトウェア	500,636
固定資産合計	562,890

(2) 見積りの内容について理解に資するその他の情報

企業結合時の取得原価のうち、のれんに配分された金額が相対的に多額であったことから、減損の兆候を識別しており、経営者によって承認された事業計画を基礎とした割引前将来キャッシュ・フローの見積額の総額と帳簿価額を比較した結果、当該割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価額を上回るため、減損損失を認識しないと判断しております。

この割引前将来キャッシュ・フローの見積りは、経営者によって承認された事業計画を前提として、将来収益の予測に重要な影響を与える新規権利者や作品の獲得の見込みなどの重要な仮定が用いられております。

このような重要な仮定は、経営者による最善の見積りによって行っていますが、将来の市場環境等の変化により重要な仮定の見直しが行われる場合には、翌連結会計年度において、減損損失を認識する可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額 63,461千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数  
普通株式 9,766,200株

(金融商品に関する注記)

#### 1. 金融商品の状況に関する事項

##### (1) 金融商品に対する取組方針

当社及び連結子会社は、資金計画に基づき必要な資金は新株の発行により調達しております。また、資金運用に関しては、短期的な預金等に限定し、デリバティブ取引は行わない方針であります。

##### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金、未払金並びに未払法人税等は、1年以内の支払期日であり、流動性リスク（期日に支払を実行できないリスク）に晒されております。

##### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

###### ① 信用リスク（取引先の債務不履行等に関するリスク）の管理

当社及び連結子会社は、与信管理規程に基づき、営業債権について、取引先の信用状況等を把握するとともに、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行う体制をとっております。

###### ② 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社及び連結子会社は、月次で資金繰計画を作成するなどの方法により流動性リスクを管理する体制をとっております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	5,192,542	5,192,542	－
(2) 受取手形及び売掛金	210,568	210,568	－
資産計	5,403,110	5,403,110	－
(1) 支払手形及び買掛金	701,245	701,245	－
(2) 未払金	2,352,226	2,352,226	－
(3) 未払法人税等	153,056	153,056	－
負債計	3,206,529	3,206,529	－

(注) 金融商品の時価の算定方法

### 資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

### 負 債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 未払金、並びに (3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額 302円08銭

1 株当たり当期純利益 50円04銭

(注) 当社は2021年2月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。

当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。



(収益認識に関する注記)

## 1. 収益の分解

当社は、著作権等管理事業、キャスティング事業を営んでおり、各事業の収益を分解した情報は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	報告セグメント			その他 (注)1	合計
	著作権等管理 事業	キャスティ ング事業	計		
日本	3,174,231	528,204	3,702,435	78,828	3,781,264
米国	3,132,051	—	3,132,051	—	3,132,051
その他	575,920	—	575,920	—	575,920
顧客との契約 から生じる収益	6,882,203	528,204	7,410,407	78,828	7,489,236
外部顧客への 売上高(注)2	6,882,203	528,204	7,410,407	78,828	7,489,236

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、システム開発・保守運用事業を含んでおります。

2. 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

## 2. 収益を理解するための基礎となる情報

### (1) 著作権等管理事業

#### ①著作権管理業務

著作権者からの委任に基づいて、利用者への許諾の取次と使用料の徴収を行っております。管理委託契約約款に基づき、取次による音楽著作物の管理業務を行う義務があり、主に使用料を徴収した時点で履行義務が充足されることから、当該履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

#### ②デジタルコンテンツディストリビューション (DD) 業務

音楽コンテンツ（音源や映像）を国内外の音楽配信サービスへ販売・流通（コンテンツディストリビューション）する事業を行っております。原盤使用許諾契約に基づき、音源データの納品等を行う義務があり、利用者から原盤使用実績報告を受けた時点で履行義務が充足されることから、当該履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

## (2) キャスティング事業

デジタルコンテンツの生中継及び録画上映に関する権利の再許諾を行っております。顧客との契約に基づき、当該権利の再許諾をする義務があり、顧客から当該権利の使用実績報告を受けた時点で履行義務が充足されることから、当該履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

## 個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式 移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のないもの 移動平均法による原価法

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 2年～6年

工具、器具及び備品 2年～15年

#### (2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

のれん 10年

ソフトウェア（自社利用） 5年～10年（社内における利用可能期間）

### 3. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当事業年度においては貸倒実績がなく、貸倒懸念債権等もないため貸倒引当金は計上しておりません。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員報酬規程に基づく期末要支給額を計上しております。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき当事業年度末に発生していると認められる額を計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

4. 収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識に関する会計基準」)等を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については、「連結注記表(収益認識に関する注記)」に記載のとおりです。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(2) その他

- ① 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。
- ② 記載金額が「0」は千円未満であることを示しております。
- ③ 記載金額が「-」は該当金額がないことを示しております。

(会計方針の変更に関する注記)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度の損益及び期首利益剰余金に与える影響は軽微であります。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる、計算書類への影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

・著作権等管理事業に関連する固定資産の評価

(1) 計算書類に計上した額

科目	金額 (千円)
建物	487
のれん	61,766
ソフトウェア	549,393
固定資産合計	611,647

(2) 見積りの内容について理解に資するその他の情報  
連結計算書類「連結注記表（会計上の見積りに関する注記）」に記載した内容と同一であります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	62,741千円
2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）	
短期金銭債権	175,744千円
短期金銭債務	78,032千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上高	15,847千円
販売費及び一般管理費	92,386千円
営業取引以外の取引による取引高	194,947千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数	
普通株式	100,030株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
役員退職慰労引当金	50,552千円
退職給付引当金	25,711千円
賞与引当金	20,070千円
未払事業税	9,862千円
その他	8,424千円
繰延税金資産小計	114,622千円
評価性引当額	△51,916千円
繰延税金資産合計	62,706千円

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	(株)NexTone システムズ	東京都 渋谷区	10,000	システム の開発・ 提供・支援	100.0	システム開発 運営委託 役員兼任	ソフトウェア の開発 (注 1)	194,947	前渡金	158,317
							システム運営 費 (注1)	92,386	未払金	21,078

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 提示された見積価格の妥当性を検討、価格交渉の上決定しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額 292円10銭

1株当たり当期純利益 47円35銭

(注) 当社は2021年2月1日付で普通株式 1株につき3株の割合で株式分割を行っております。

当事業年度の期首に株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報について、「連結注記表 (収益認識に関する注記)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。